

ID: 37

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	大河原町公民館条例 第6条第3項ただし書		
例規番号	昭和55年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第6条第3項及び大河原町公民館管理規則第7条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者からは、別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、第3条の使用の許可を受ける際に納入しなければならない。ただし、別表(2)に係る使用料は使用後に納入するものとする。</p> <p>3 すでに徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより公民館を使用することができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、その限りではない。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第7条 条例第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる割合に応じて既に徴収した使用料を返還するものとする。</p> <p>(1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用できなかった場合 10割</p> <p>(2) 使用者が使用しようとする日の7日前までに使用の取消しを申し出た場合 5割</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第4号)により館長に申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日